

聖隷クリストファー大学・聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校の学生のための自動車、自動二輪車、原動機付自転車並びに自転車通学許可運用内規

- (目的)
- 第1条 この内規は、聖隷クリストファー大学及び聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校(以下「大学等」という。)の学生(以下「学生」という。)の自動車、自動二輪車、原動機付自転車並びに自転車通学許可について必要なことを定める。
- (通学方法について)
- 第2条 大学等の学生の通学は原則として徒歩又は自転車、公共の交通機関とし、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車の通学を希望する者はこの内規に従った許可申請の上、許可された場合のみ認められる。通学を許可されない者は、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車にて通学することはできない。
- (申請の条件)
- 第3条 保証人の同意があること。又車両について所有者が本人又は家族であること。
2. 自動車、自動二輪車、原動機付自転車については、次の各号の任意保険に加入していること。
 - (1)対人賠償無制限
 - (2)対物賠償 300 万円以上
 - (3)搭乗者傷害 1,000 万円以上であること。但し原動機付自転車は除く。
 3. 自転車については、防犯登録を受けていること。
 4. 大学等が開催する交通安全講習会に参加すること。
- (申請の手続き)
- 第4条 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車での通学を希望する学生は所定の書類に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、学生サービスセンターへ願い出ること。この時、聖隷学園駐車場・駐輪場の使用を希望する者は合わせて願い出ること。
- (許可)
- 第5条 申請書類にもとづいて、許可する。申請時に駐車場・駐輪場の確保ができない場合は、許可しない。
- (許可期間)
- 第6条 原則として自動車、自動二輪車、原動機付自転車は 1 年間、自転車は卒業・修了予定年度末までを許可期間とする。年度の途中又は実習中のみ許可された場合は、当該年度末及び実習期間末までを許可期間とする。
- (注意事項)
- 第7条 通学を許可された学生には許可シールを交付する。交付された許可シールは、自動車はリアウインドウ右下端付近、自動二輪車、原動機付自転車、自転車は後部泥よけに貼付すること。許可シールが貼付されていない場合は、許可車両として取り扱わない。
2. 許可シールは、使用許可期間終了時、又は途中であっても大学等より指示されたときには、遅延なく返却すること。
 3. 許可車両を変更する場合は、遅延なくその旨を学生サービスセンターへ届け出る

こと。

4. 学内、学外において交通法規を守り事故を起こさぬよう十分注意すること。事故を起こした場合は、必ず「事故届」を遅滞なく学生サービスセンターに届け出ること。内容によっては、教授会等の決定により許可を取り消すこともある。

(臨地・臨床実習時等学外施設への自動車、自動二輪車、原動機付自転車の使用)

第 8 条 臨地・臨床実習時等の学外施設への自動車、自動二輪車、原動機付自転車の通学は原則として禁止されている。但し、諸般の事情により、自動車、自動二輪車、原動機付自転車で通学する者に対しては、実習担当の教員及び実習施設の了承のもとで許可された通学方法に限り認めることもある。但し大学等周辺の聖隷関係施設への乗り入れ許可はしない。

2. 諸般の事情により、許可されていない自動車、自動二輪車、原動機付自転車を利用して学外施設へ通学を希望する者は、教員及び実習施設等の了承のもと「実習時等の通学方法変更願」を提出する。申請条件は第 3 条に準ずる。
3. 前項の願いにより許可された学生には、許可証を交付する。
4. 実習施設への途上で事故が発生した場合は、実習担当教員及び学生サービスセンターに必ず連絡すること。
5. 実習施設等から許可証の提出を求められた場合など、必要に応じて別途「実習時の自動車、自動二輪車、原動機付自転車使用許可証」を交付する。

(違反者の処分)

第 9 条 次の違反をした場合は、内容によって、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規」に沿って注意・指導・嚴重注意・警告及び懲戒処分を行う。

- (1) 指定の駐車場・駐輪場に駐車・駐輪しないとき
- (2) 許可シールを指定の位置に貼付していないとき
- (3) 車両に違法な改造を加えたとき
- (4) 飲酒運転、人身事故を起こしたとき
- (5) その他注意事項を守らなかったり、大学等の指示に従わないとき

(所管)

第 10 条 通学許可に関することは、学生支援協議会と学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第 11 条 この内規の改廃は、学生支援協議会の意見を聞いて、大学部長会及び専門学校管理者会が行う。

附則 この規程は 1996 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2000 年 4 月 1 日一部改訂(学生サービスセンター)

附則 2014 年 4 月 1 日一部改定(許可、罰則、改廃)

附則 2018 年 4 月 1 日一部改定(目的、通学方法について、申請の条件、許可、許可期間、注意事項、臨地・臨床実習時等学外施設への自動車自動二輪車、原動機付自転車の使用、罰則、所管、改廃)

附則 2024 年 4 月 1 日一部改定(内規名称、違反者の処分、改廃)